

金融商品の販売における 金融機関の説明義務等

2014年9月

金融法務研究会

はしがき

本報告書は、金融法務研究会第1分科会における平成24年度の研究成果である。

金融法務研究会は、平成2年10月の発足以来、最初のテーマとして、各国の銀行取引約款の検討を取り上げ、その成果を平成8年2月に「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ 各種約款の内容と解説」として、また平成11年3月に、「各国銀行取引約款の比較—各国銀行取引約款の検討 そのⅡ」として発表した。平成11年1月以降は、金融法務研究会を第1分科会と第2分科会とに分けて研究を続けている。

第1分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、平成24年度は「金融商品の販売における金融機関の説明義務等」をテーマとして取り上げ、そこでの研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書では、第1章で「金融商品の販売における金融機関の説明義務等に係る監督法的規制」(岩原紳作担当)、第2章で「金融機関の投資勧誘における適合性原則および説明義務について」(前田重行担当)、第3章で「アマ以外の顧客へのデリバティブの販売」(森下哲朗担当)、第4章で「投資信託の解約金返還債務に係る債権を受働債権とする相殺の倒産手続における可否—名古屋高判平成24年1月31日(金法1941号133頁)を素材に一」(松下淳一担当)、第5章で「金融ADR制度」(神田秀樹担当)、第6章で「金融ADRと銀行取締役の善管注意義務」(神作裕之担当)を取り上げている。

このうち第1章では、金融商品の販売における金融機関の説明義務等に係る監督法的規制の概要を紹介するとともに、銀行が扱う金融商品に適用される銀行法・金融商品取引法・保険業法にもとづく説明義務等に係る監督法的規制の問題を検討する。第2章では、投資家保護の手段としての適合性原則および説明義務を考察し、それらの違反に対する私法上の責任の問題を考察する。第3章では、デリバティブ取引における、英米の監督法上の行為規制や諸外国の裁判例をもとに、プロとアマの区別はどのように考えるべきかについて検討する。第4章では、投資信託の解約と投資信託の販売金融機関による相殺を通じた債権回収の倒産手続における可否について、近時の裁判例を素材として検討するとともに、投資信託の販売の際の説明義務について検討する。第5章では、金融ADR制度のあっせん制度の目的や機能との関係で、現状の制度運用の問題について考察する。最後に第6章では、債権放棄等を行った取締役の善管注意義務違反に係る裁判例をもとに和解に応諾した銀行取締役の責任や和解契約にもとづく出捐と損失補てんとの関係について検討する。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部をお願いしている。

最後に、同分科会では、平成25年度には「金融グループにおける証券関連業務を巡る諸問題」をテーマとして取り上げ、研究を続けている。

平成26年9月
金融法務研究会座長
岩原紳作

目 次

第1章 金融商品の販売における金融機関の説明義務等に係る監督法的規制（岩原紳作） …	1
1 銀行法における規制	1
2 登録金融機関に対する金商法の規制	2
(1) 金融機関が営める有価証券関連業務	2
(2) 金商法における登録金融機関の行為規制	3
3 保険窓販に係る保険業法の規制	4
(1) 金融機関が営める保険募集業務	4
(2) 保険募集に係る監督法的規制	5
4 監督指針	5
(1) 主要行等向けの総合的な監督指針	5
(2) 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	10
(3) 保険会社向けの総合的な監督指針	16
(4) 監督指針の意義	16
5 監督法的規制の内容の検討	17
(1) 金融商品毎の規制	17
(2) 説明義務の果たし方等	22
6 監督法的規制の効力、エンフォースメント	23
(1) 違反へのペナルティ	23
(2) 私法上の効力	23
第2章 金融機関の投資勧誘における適合性原則および説明義務について（前田重行） …	27
1 総説	27
2 適合性原則による投資家保護	28
(1) 適合性原則の意義とその適用要件	28
(2) 適合性原則と私法上の効果	33
(3) 適合性原則違反の判断基準について	36
(4) 適合性原則違反を認めた裁判例とその検討	39
3 金融機関の投資勧誘における説明義務	48
(1) 説明義務の意義とその根拠	48
(2) 金商法等における説明義務についての規定	50

(3) 説明義務の履行とその方法	52
(4) 説明義務違反の私法上の効果	55
(5) 金融商品の投資勧誘に関する説明義務についての裁判例	57
4 過失相殺について	79
5 適合性原則と説明義務の関係	80
6 むすび	82
第3章 アマ以外の顧客へのデリバティブの販売（森下哲朗）	84
1 はじめに	84
2 監督法上の取扱い	84
(1) 日本	84
(2) 米国	88
(3) 英国	91
(4) ドイツ	94
(5) IOSCO	95
3 海外の裁判例の状況	97
(1) 米国	98
(2) 英国	99
(3) オーストラリア	101
(4) ドイツ	102
(5) 小括	103
4 日本の裁判例	103
(1) 東京地判平成21年3月31日金融法務事情1866号88頁	103
(2) 大阪地判平成23年10月12日判タ1373号189頁	104
(3) 大阪地判平成24年2月24日判時2169号44頁	105
(4) 横浜地判平成23年11月8日金法1959号126頁、東京高判平成24年7月19日金法 1959号116頁	105
(5) 東京地判平成24年9月11日判時2170号62頁	106
(6) 東京地判平成25年2月22日金商1420号40頁	107
(7) 最判平成25年3月7日判時2185号64頁、最判平成25年3月26日判時2185号67頁	108
(8) 東京地判平成25年11月28日金法1986号123頁	109
(9) 小括	110

5 考察	110
(1) プロ・アマ区分の有用性	110
(2) プロとの取引	111
(3) 監督法と私法の関係	112
(4) 法人と個人	113

第4章 投資信託の解約金返還債務に係る債権を受働債権とする相殺の倒産手続における可否

一名古屋高判平成24年1月31日(金法1941号133頁)を素材に－(松下淳一)	114
1 はじめに	114
2 名古屋高判平成24年1月31日(金法1941号133頁)について	114
(1) 訴え提起に至る経緯	114
(2) 第1審判決(名古屋地判平成22年10月29日金法1915号114頁)	115
(3) 控訴審判決(名古屋高判平成24年1月31日金法1941号133頁)	116
3 関係者の法律関係	118
4 関連判例	119
5 名古屋高判平成24年1月31日に対する評価	119
(1) 相殺肯定説	119
(2) 相殺否定説	120
(3) 検討	121
(4) 補足－説明義務	122
6 おわりに	122

第5章 金融ADR制度(神田秀樹)

1 はじめに	125
2 制度の趣旨	125
3 あっせん手続の概要	125
(1) 手続の説明・あっせんの申立て	126
(2) 紛争解決手続の開始・適格性の審査	126
(3) あっせんの申立ての受理・不受理	126
(4) 主張書面や資料等の提出	126
(5) 事情聴取	127
(6) あっせんの申立ての取下げ・打切り等	127

(7) あっせん案・特別調停案の提示	127
(8) 和解契約書の作成	127
(9) 紛争解決手続の終了	128
4 制度の運用の状況	128
5 若干の感想	129
(1) 件数・金額など	129
(2) 簡易・迅速・安価	129
(3) 類型的解決	129
(4) 小括	130
第6章 金融ADRと銀行取締役の善管注意義務（神作裕之）	131
1 問題の所在	131
2 あっせん委員会における紛争解決の実態—統計と分析—	133
(1) あっせん申立て事案の特徴	133
(2) 紛争の類型化	134
3 金融ADRと銀行の取締役の善管注意義務	136
(1) 緒論	136
(2) 判例・学説	136
4 関連裁判例	139
(1) 緒論—経営判断の原則	139
(2) (貸付)債権の一部放棄や金利の減免・放棄	141
(3) 持株会社の役員が子会社の役員の責任を追及しない場合	146
(4) 銀行による追加融資	148
(5) 小括	154
5 和解契約に起因する問題	157
6 損失補てんの禁止との関係	159
 (参考) 金融法務研究会第1分科会の開催および検討事項	161